

平成30年度に係る業務の実績に関する評価結果  
国立大学法人東京海洋大学

## 1 全体評価

東京海洋大学は、「海を知り、海を守り、海を利用する」の行動指針の下、教育研究の中心拠点となり、海洋立国として発展するための一翼を担うことを使命としており、海洋に関して国際的に卓越した教育研究拠点を目指すとともに、研究者を含む高度専門職業人養成を核として、海洋に関する総合的な教育研究を行うことを目指している。第3期中期目標期間においては、教育では、豊かな人間性、幅広い教養、国際交流の基盤となる幅広い視野・能力と文化的素養を有し、海洋に対する高度な知識と実践する能力を有する人材を養成するとともに、研究では、海洋科学技術に関わる環境・資源・エネルギーを中心とする領域と周辺領域を含めた学際的な研究を推進することを基本的な目標としている。

この目標の達成に向け、学長のリーダーシップの下、太平洋西部におけるマイクロプラスチックの浮遊量を世界で初めて予測し、海洋プラスチック汚染の監視と軽減化に貢献するとともに、海洋分野における国際的な高度専門職業人を養成することを目的とした取組を積極的に行うなど、「法人の基本的な目標」に沿って計画的に取り組んでいることが認められる。

### （「戦略性が高く意欲的な目標・計画」の取組状況について）

第3期中期目標期間における「戦略性が高く意欲的な目標・計画」について、平成30年度は主に以下の取組を実施し、法人の機能強化に向けて積極的に取り組んでいる。

- 担当教員、コーディネーター及び事務局が連携し、日本人学生の語学力向上に向けてTOEICを始めとする英語学習支援を積極的に行っているほか、海外インターンシップ派遣及び留学生を含む日中韓プログラム学生に対する企業実習を実施している。また「大学の世界展開力強化事業補助金」中間評価において、2016年度採択の同一カテゴリにおいて、最高評価であるS評価（(A-②)全9大学中1大学）を獲得している。さらに、海洋科学部における4年次進級要件である3年次のTOEIC L&R 600点についても3年連続で達成率が約98%となっており、着実に成果が積み上げられている。（ユニット「国際競争力強化のための海洋産業人材育成組織の構築」に関する取組）

## 2 項目別評価

## &lt;評価結果の概況&gt;

	特 筆	一定の 注目事項	順 調	おおむね 順調	遅れ	重大な 改善事項
(1) 業務運営の改善及び効率化			○			
(2) 財務内容の改善			○			
(3) 自己点検・評価及び情報提供			○			
(4) その他業務運営			○			

## I. 業務運営・財務内容等の状況

## (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

①組織運営の改善 ②教育研究組織の見直し ③事務等の効率化・合理化

【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載12事項全てが「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

## (2) 財務内容の改善に関する目標

①外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加 ②経費の抑制 ③資産の運用管理の改善

【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載7事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

## (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

①評価の充実 ②情報公開や情報発信等の推進

【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載6事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

(4) その他業務運営に関する重要目標

---

①施設設備の整備・活用等 ②安全管理 ③法令遵守等

**【評定】** 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載9事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

## Ⅱ. 教育研究等の質の向上の状況

平成30年度の実績のうち、下記の事項について注目される。

### ○ マイクロプラスチック等による海洋汚染の予測

大学が所有する練習船の特性を生かして南極域から日本までの太平洋西部におけるマイクロプラスチックごみの浮遊状況を継続的に調査した結果をもとに、海洋における将来のマイクロプラスチックの浮遊量を世界で初めて予測している。本取組は海洋プラスチック汚染の監視と軽減化に貢献するものであり、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の重要項目（目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。）へも大きく貢献するものである。

### ○ STCW条約に基づく船舶職員の養成

船舶職員の養成施設である水産専攻科及び乗船実習科について、STCW条約（1978年の船舶の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約）に基づく資質基準制度に関する外部監査を受け、STCW条約に基づく船舶職員を養成する十分な教育水準を国際的に有していることが認められている。

### ○ 日中韓の大学連携による海洋分野の国際的実践教育の取組

「大学の世界展開力強化事業」に採択された、海洋分野における国際的な高度専門職業人を養成することを目的とした取組であるOversea Quality-assured Education in Asian Nations for Ocean University Students（OQEANOUS）プログラムについて、上海海洋大学（中国）、韓国海洋大学校（韓国）との3大学での協議会により策定した統一基準の単位互換システムであるCredit Transfer System in East ASIA（CTSEA）ガイドラインを基に運用するとともに、サマープログラム、国際協働教育プログラム及びダブルディグリープログラムを構築・実施している。これらの取組により平成31年3月に行われた中間評価において「S評価（4段階で最も高い評価であり、採択事業全体では25件中4件）」の高い評価を得ている。

### ○ ICTを活用した情報発信

ICTを活用した情報発信について、新たに動画共有サイトによる進路ナビの配信に加え、ウェブサイトへの自動翻訳の導入により、英語、中国語、韓国語、フランス語、スペイン語、タガログ語に対応させている。

### ○ 名古屋議定書に基づいた取組

国際連携プロジェクト等推進のため、海外の生物試料を利用する際遵守すべき生物多様性条約・名古屋議定書に基づく対応について、産学・地域連携推進機構内に「生物多様性条約&ABS※対策窓口」を設置し、関係部署との協力体制を構築している。

※ ABS：Access and Benefit Sharing（衡平かつ公正な利益配分）の略。